

資料1

滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の改定(素案)について

1 趣旨

本計画は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための計画であり、現計画の計画期間が令和2年度までとなっていることから、計画期間の満了に伴い、現計画を基本として、近年の状況等を踏まえ、内容を見直すものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例第6条に基づき策定する琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための指針です。

3 計画期間

令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

4 主な改定内容

- ①本年度改定予定の琵琶湖保全再生施策に関する計画の内容を踏まえ、基本理念を「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」としました(資料3 P.15)。
- ②施策の基本方針の中にポストコロナ社会におけるレジャー利用について記述を加えました(資料3 P.16)。
- ③施策の基本方針の中にSDGsの考え方について記述を加えました(資料3 P.16)。
- ④ローカルルール等の推進を今回の改定の柱と位置付け、内容を拡充しました(資料3 P.30)。

以上の他、近年の状況を踏まえて時点修正しています。

詳細は資料2、3のとおりです。

5 スケジュール

令和2年度

6月9日 県議会常任委員会報告(策定が予定されている計画等)

7月29日 琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(諮問)

9月14日 琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(素案)

11月11日 県議会常任委員会報告(素案)

11月18日 琵琶湖レジャー利用適正化審議会開催(答申案)

12月 県議会常任委員会報告(原案、県民政策コメントの実施)

12月～1月 県民政策コメントの実施

2月 県議会常任委員会報告(県民政策コメントの結果、計画案)

3月 改定・公表